
道路標識大全集

はじめに

「犬も歩けば標識に当たる」ではありませんが、道を歩けばどこでも道路標識を見つけることができます。その存在に気がつかないくらい道路標識は私たちの日常の風景に溶け込んでいます。そんな身近な道路標識はいったい何種類あるかご存知でしょうか。その数はなんと 200 種類以上もあります。道路標識は運転免許証を持っている人ならば誰もが一度は勉強したことがあると思いますが、日常的によく使う道路標識は意外と限られていますよね。それ故にどうしても普段使わない道路標識はその意味を忘れてしまったり、あやふやになってしまうのはよくあることです。正直な所、道路標識を詳しく知らなくても車の運転で困ることはあまりないと思いますが、旅行先や出張先などで知らない道を車で走る時に道路標識というのはとても頼りになる存在です。道路標識を見れば初めて通る道でも、その先にどんな危険があってどんなことに注意するべきかが自然と見えてきます。道路標識というのはただの看板ではなく、その地元を熟知している案内人になってくれるのです。最近カーナビが普及していますので、知らない道でも簡単に目的地に行ける時代になりました。道路標識を知っておく必要性もなくなりつつありますが、もう一度道路標識について一緒に学び直してみませんか？

運転教室スタートライン

稲山 巧

目 次

はじめに	1
第一章 規制標識	6
通行止め	7
車両通行止め	7
車両進入禁止	9
二輪の自動車以外の自動車通行止め	10
大型貨物自動車等通行止め	11
大型乗用自動車等通行止め	13
二輪の自動車、原動機付自転車通行止め	14
車両（組合せ）通行止め	14
自転車通行止め・自転車以外の軽車両通行止め	15
大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止	16
車両横断禁止	17
転回禁止	18
追越しのための右側部分はみ出し通行禁止	19
追い越し禁止	20
危険物積載車両通行止め	21
駐停車禁止・駐車禁止	22
重量制限	23
最大幅・高さ制限	24
最高速度・最低速度	25

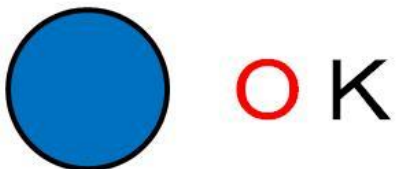
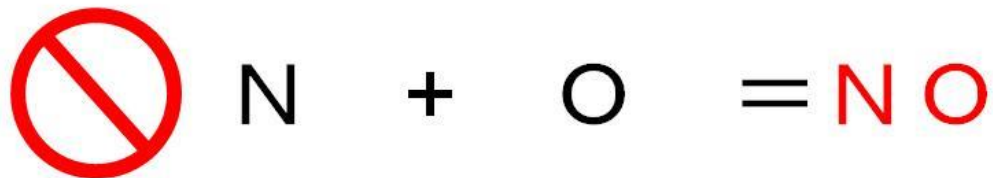
指定方向外進行禁止	26
時間制限駐車区間.....	27
自動車専用	28
自転車専用	29
自転車及び歩行者専用	30
歩行者専用	31
警笛鳴らせ	32
警笛区間.....	32
原動機付自転車の右折方法（二段階）	33
原動機付自転車の右折方法（小回り）	35
環状の交差点における右回り通行.....	37
一方通行.....	38
自転車一方通行	38
車両通行区分.....	39
特定の種類の車両の通行区分	39
けん引自動車の高速自動車国道通行区分	40
けん引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間.....	41
専用通行帯	41
普通自転車専用通行帯	42
路線バス等優先通行帯	42
進行方向別通行区分	43
平行駐車・直角駐車・斜め駐車	44
徐行・前方優先道路.....	45

一時停止.....	46
歩行者通行止め・歩行者横断禁止.....	47
第二章 指示標識.....	48
平進可.....	48
軌道敷内通行可.....	49
駐車可・停車可.....	50
高齢運転者等標章自動車駐車可（停車可）.....	51
優先道路.....	53
中央線.....	53
停止線.....	54
横断歩道.....	55
自転車横断帯・横断歩道自転車横断帯.....	56
安全地帯.....	56
規制予告.....	57
第三章 警戒標識.....	59
交差点の形状を示した標識.....	59
ロータリーあり.....	60
道路の形状を示した標識.....	61
踏切あり.....	61
学校、幼稚園、保育所等あり.....	62
信号機あり.....	62
すべりやすい.....	63
落石のおそれあり.....	64

路面凹凸あり.....	65
合流交通あり.....	65
車線数減少・幅員減少.....	66
二方向交通.....	67
上り急こう配あり・下り急こう配あり.....	68
道路工事中.....	68
横風注意.....	69
動物が飛び出すおそれあり.....	70
その他の危険.....	71
第四章 案内標識.....	72
サービス・エリア、道の駅の予告.....	72
待避所.....	73
総重量限度緩和指定道路.....	74
高さ限度緩和指定道路.....	75
第五章 補助標識.....	76
距離・区域.....	76
日・時間.....	77
車の種類.....	77
始まり・区間内・区域内・終わり.....	79
おわりに.....	81

第一章 規制標識

規制標識は、特定の交通方法を禁止したり、特定の方法に従って通行するように指定したりするものになります。規制標識には様々なデザインがありますが、実はアルファベットからデザインされています。下の図を見てください。一番上のデザインはアルファベットの「N」と「O」を合わせたデザインとなっており、「NO」ということで禁止を意味しています。真ん中のデザインはOVERの「O」からデザインされており、「超えてはいけない」という意味になります。一番下のデザインはOKの「O」からデザインされており、「いいよ」という意味になります。このようにデザインの意味を覚えておくとその標識の意味もイメージが付きやすいです。



通行止め



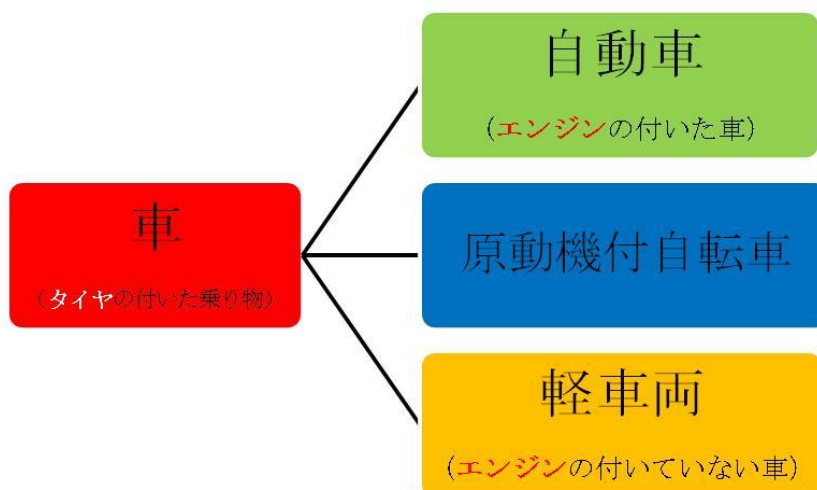
規制標識の一つ目は「通行止め」の標識になります。その意味としては、「歩行者、車、路面電車のすべてが通行できません」になります。標識にも直接「通行止」と書いてありますので、その先に進めないということはすぐに分かると思います。この標識は危険な場所や工事中の場所などによく設置されています。ポイントは「すべてが通行できません」という部分なのですが、この標識が設置されている道路には誰一人通行することはできず歩行者や自転車ですら通行することができません。

車両通行止め



この規制標識は「車両通行止め」の標識になります。その意味としては、「車（自動車、原動機付自転車、軽車両）は通行できません」になります。この先はしばらくアルファベットの「N」と「O」を合わせたデザインとなりますので、「NO」ということで禁

止を意味しています。まずポイントは「車」という言葉がどんな乗り物を含んでいるかになります。一般的には「車」というと普通車やトラック、バスなどをイメージすると思いますが、道路標識における「車」はもっとたくさんの乗り物を含んでいます。下の図を見てください。まず「車」というのは「タイヤ」が付いている乗り物を全て含みます。したがって、オートバイや原付、自転車も車に含まれます。そして、その車を大きく分けると「自動車」、「原動機付自転車（原付）」、「軽車両」に分けることができます。「自動車」は車の中でもエンジンの付いた車になり、普通車やトラック、バス、オートバイなどが自動車に含まれます。ただし、原付はエンジンが付いていますが自動車には含まれません。「軽車両」は自動車の反対でエンジンの付いていない車になります。軽車両というとあまり聞きなれないですが、自転車やリアカー、人力車などが含まれます。ポイントは「車両通行止め」にはみなさんがよく乗る自転車も通行できないという点です。

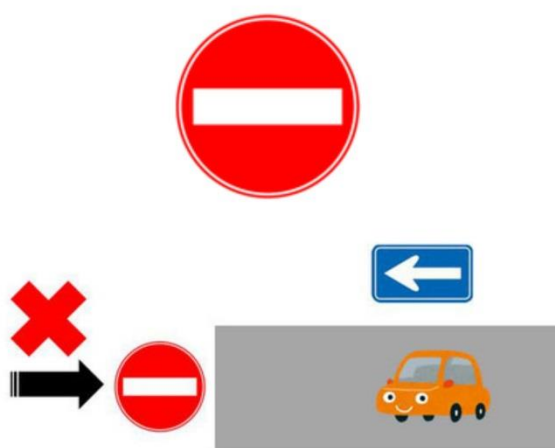


車両進入禁止



この規制標識は「車両進入禁止」の標識になります。その意味としては、「一方通行路の出口などに設けられ、車は標識の方向からは進入することができません」になります。この標識の効果としては1つ前の「車両通行止め」と同じになりますが、使われている場所が一方通行の出口というのがポイントです。一方通行の出口を逆走させないために設置されています。この標識は白色の横棒を一方通行の「一」と覚えておくと簡単に覚えられます。

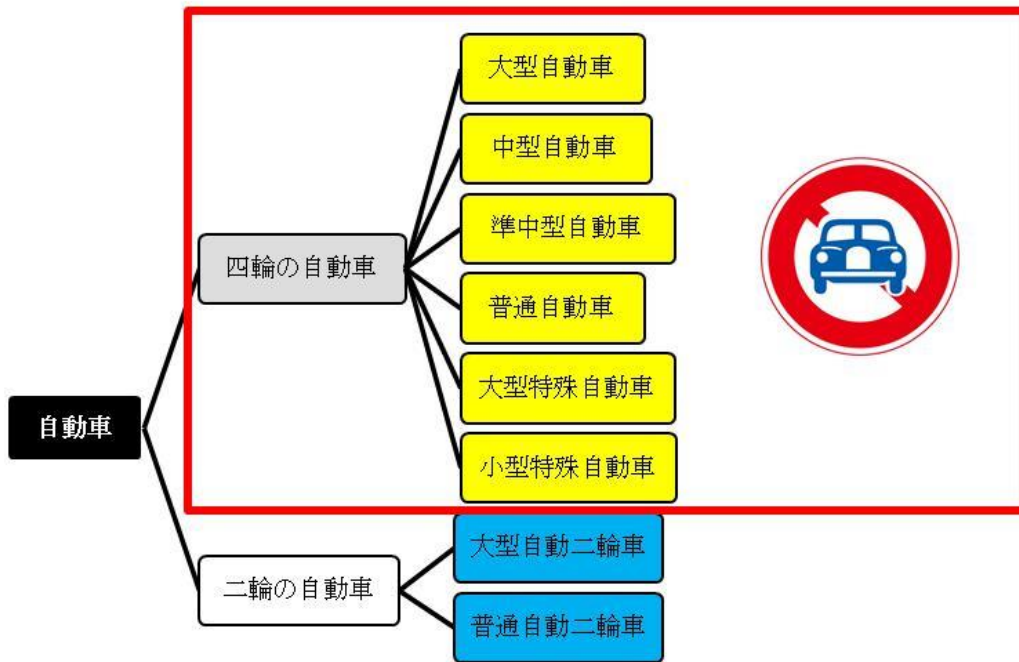
車両進入禁止



二輪の自動車以外の自動車通行止め



この規制標識は「二輪の自動車以外の自動車通行止め」の標識になります。その意味としては、「二輪の自動車（大型自動二輪車や普通自動二輪車など）は通行できますが、その他の自動車は通行できません」になります。少し難しい話になりますが、ポイントは「自動車」になります。車両通行止めの標識の時に「自動車はエンジンの付いた車」と説明しましたが、自動車は大きく分けると「大型自動車」、「中型自動車」、「準中型自動車」、「普通自動車」、「大型特殊自動車」、「小型特殊自動車」、「大型自動二輪車」、「普通自動二輪車」の8種類になります。この標識は「二輪の自動車以外の自動車」が通行できないことを意味していますが、下の図で言うと大型自動車～小型特殊自動車までの6種類の自動車が通行できないことを意味しています。標識のイラストが普通自動車になっているので非常に勘違いされやすい標識なのですが、コツは「四輪以上の自動車が全て通れない」と捉えると覚えやすいと思います。



大型貨物自動車等通行止め



この規制標識は「大型貨物自動車等通行止め」の標識になります。その意味としては、「大型貨物自動車と特定中型貨物自動車、大型特殊自動車は通行できません」になります。この標識のポイントはまず「貨物自動車」という部分です。標識のイラストからもトラックが通行できないのだらうなというのは想像がつくと思いますが、四輪の自動車には「人」の運送の用に供する車の「乗用自動車」と「物」の運送の用に供する車の「貨物自動車」に分かれます。そして、「貨物自動車」には大型貨物自動車、中型貨物自動車、準中型貨物自動車、普通貨物自動車があります。この説明で気づいた方もいるかも

しれませんが、説明した中に「特定中型貨物自動車」というのが出てこなかったですね。実はこの「特定中型貨物自動車」というのは「中型貨物自動車」の一部で、「中型貨物自動車」の中でもサイズの大きいトラックを指しています。



それでは、この「大型貨物自動車等通行止め」という標識は、実際にどのくらいのサイズのトラックが通行できないのでしょうか。ポイントは「車両総重量」と「最大積載量」になります。車両総重量とは車両の重さ、荷物の重さ、乗車している人の重さの合計で、最大積載量はトラックの荷台に積むことができる荷物の重さの上限になります。この「大型貨物自動車等通行止め」は車両総重量が8000kg以上又は最大積載量5000kg以上の貨物自動車が行き通れないとなっています。この「又は」という部分がポイントで、車両総重量と最大積載量のどちらかが規定の重さ以上だと通行することができません。

最後にこの「大型貨物自動車等通行止め」の標識は落とし穴があります。その意味を見直してみると「大型貨物自動車と特定中型貨物自動車、大型特殊自動車は通行できません」となっています。「大型特殊自動車」というのも含まれているのがポイントです。大型特殊自動車と聞くとイメージが付きにくいと思いますが、クレーン車、ブルドーザー、ショベルカー、ロードローラーなどの工事用の車、除雪車、路面清掃車などの道路を整備するための車、トラクター、コンバインなどの農業用の車などで特に大型のものになります。標識のデザインがトラックしか描かれていないので忘れやすいですね。



大型乗用自動車等通行止め



この規制標識は「大型乗用自動車等通行止め」の標識になります。その意味としては、「大型乗用自動車と特定中型乗用自動車は通行できません」になります。標識のイラストからもバスが通行できないのだろうなというのは想像がつくと思いますが、ポイントはどのくらいのサイズのバスが通行できないのかという点です。この標識は乗車定員11人以上の乗用車が通行できないことになっています。大きいハイエースだと14人乗りという車もありますので、そのようなハイエースもこの標識があると通行することができないことになります。

二輪の自動車、原動機付自転車通行止め



この規制標識は「二輪の自動車、原動機付自転車通行止め」の標識になります。その意味としては、「二輪の自動車、原動機付自転車は通行できません」になります。標識のイラストからもバイクが通行できないのだらうなというのは想像がつくと思いますが、ポイントは原動機付自転車も含まれている点です。標識のデザインがオートバイなので、原付は通行できそうに見えますね。この標識は暴走対策として使用されることが多く、大通りや山の峠道などでよく設置されています。

車両（組合せ）通行止め



この規制標識は「車両（組合せ）通行止め」の標識になります。その意味としては、「標示板に表示されている車は通行できません（この場合は、自動車と原動機付自転車は通

行できません) 」になります。この組合せの標識は他にもトラックやバス、自転車のデザインが組合せられたものもあります。

自転車通行止め・自転車以外の軽車両通行止め



左側の規制標識が「自転車通行止め」、右側の規制標識が「自転車以外の軽車両通行止め」になります。「自転車通行止め」の方は見た目通り「自転車は通行できません」という意味になるのですが、「自転車以外の軽車両通行止め」の方がイラストからでは少し分かりづらいですね。「車両通行止め」の規制標識の時にも説明しましたが、軽車両というのが「エンジンの付いていない車」になります。自転車以外の軽車両って何があるのかイメージつきにくいと思いますが、リアカーなどの荷車や観光地などで見掛ける馬車や人力車などが該当します。

大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止



この規制標識は「大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止」の標識になります。その意味としては、「大型自動二輪車と普通自動二輪車は、二人乗りをして通行してはいけません（側車付きのものを除きます）」になります。この標識はデザインからも二人乗りが禁止されているのは分かりやすいですが、「側車付き」というのがイメージつきにくいですよ。サイドカーとも呼ばれていますが、オートバイの横にサイドカーを取り付けた乗り物になります。サイドカーは二人乗り禁止のこの標識がある場所でも二人乗りすることができます。

ちなみにこの標識がない場所でも一般道路や高速道路で二人乗りをするには一定の条件があります。一般道路だと大型二輪免許または普通二輪免許を受けていた期間が1年以上ないと二人乗りできないことになっており、高速道路だとその期間が3年以上でなおかつ年齢が20歳以上でないと二人乗りできないことになっています。ただし、サイドカーに関しては運転経験や年齢に関係なく二人乗りできることになっています。

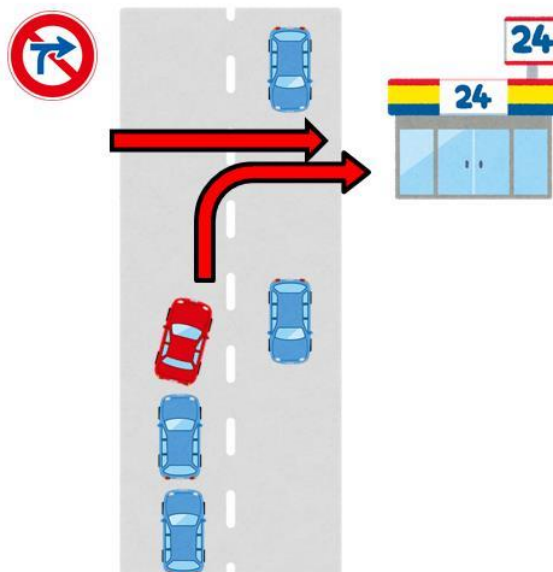


車両横断禁止



この規制標識は「車両横断禁止」の標識になります。その意味としては、「車は横断してはいけません」になります。この標識は矢印の動きを禁止しているのはすぐイメージできますが、その矢印の動きが何を表しているのかが分かりにくいと思います。下の図を見てください。赤色の車がコンビニに入ろうとしています。対向車が途切れず立ち往生して赤色の車の後ろが渋滞し始めていますよね。このような交通量が多い場所など

では図のような赤の矢印の動きは渋滞の原因となってしまいますので、こういった場所に「車両横断禁止」の標識が取り付けられることがあります。

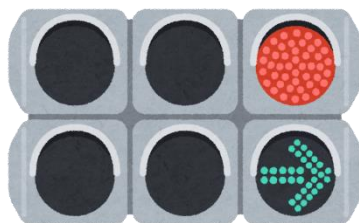


転回禁止



この規制標識は「転回禁止」の標識になります。「転回」はUターンのことを意味しています。交通量の多い大通りはUターン禁止になっていることが多く、警察も厳し

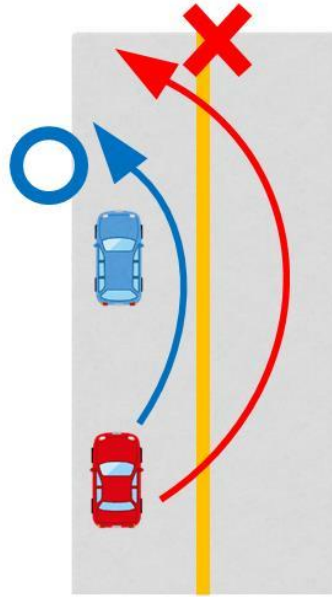
く取り締まっているので注意が必要です。ちなみに下の信号のように青の矢印信号の場合はUターンできることはご存知でしょうか。2012年の道路交通法改正によって青の右矢印信号でUターンできるように変わりました。もちろん、転回禁止の標識のない交差点に限りますので注意してください。



追越しのための右側部分はみ出し通行禁止



この規制標識は「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」の標識になります。その意味としては、「車は、道路の右側部分にはみ出して追い越しをしてはいけません」になります。この標識が数ある標識の中で一番勘違いされている標識ではないかと思いません。ぱっと見ると追い越しを禁止しているように見えますが、実は追い越しそのものを禁止している訳ではありません。下の図のように前の車を追い越す時に中央線（センターライン）をはみ出して追い越すことを禁止しています。逆に言うと中央線をはみ出さなければ前の車を追い越すことはできることになります。また、中央線が黄色になっている道路標示もこの標識と同じ意味があり、中央線をはみ出して追い越すことができないことを意味しています。



追い越し禁止



この規制標識は先程の「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」の標識の下に「追越し禁止」という補助標識が付いたものになります。この標識がある場所では前の車を追い越す場合に、中央線をはみ出すはみ出さない関係なく追い越し自体が禁止されています。ちなみにこの標識がある場所以外にも、

「道路のまがりかど付近」

「上り坂の頂上付近」

「こう配の急な下り坂」

「トンネル（車両通行帯がある場合を除きます）」

「交差点と、その手前から 30 メートル以内の場所（優先道路を通行している場合を除

きます) 」

「踏切と、その手前から 30 メートル以内の場所」

「横断歩道や自転車横断帯と、その手前から 30 メートル以内の場所」

は追い越し禁止場所になります。



危険物積載車両通行止め



この規制標識は「危険物積載車両通行止め」の標識になります。その意味としては、「火薬類、爆発物、毒物、劇などの危険物を積載する車は通行できません」になります。長いトンネルや海底トンネル等、事故が起きたら逃げ場の無い場所や、道路を致命的に損傷するおそれのある場所に設置されていることが多いです。

駐停車禁止・駐車禁止



これらの規制標識は左の✕のデザインの標識が「駐停車禁止」で右の斜め線の標識が「駐車禁止」になります。その意味としては、「駐停車禁止」の標識は「車は、駐車や停車をしてはいけません」になります。「駐車禁止」の標識は「車は、駐車をしてはいけません」という意味になります。ポイントは、「駐停車禁止」の標識は駐車と停車の両方が禁止されていて、「駐車禁止」の標識は駐車のみが禁止で停車はできる点です。次に駐車と停車の意味になります。下の画像を参考にしてください。

駐車の意味

- ①車が継続的に停止すること。
 - ・客待ち、荷待ちによる停止
 - ・5分をこえる荷物の積み下ろしのための停止
 - ・故障などによる停止
- ②運転者が車から離れていて、すぐに運転できない状態で停止すること

停車の意味

- 駐車にあたらぬ車の停止をいいます
- ・人の乗り降りのための停止
 - ・5分以内の荷物の積み下ろしのための停止
 - ・運転者がすぐに運転できる状態での短時間の停止

ざっくりいうと駐車の方が長く停めること、停車の方が短く停めることになります。この長い短いというのが時間ではっきり決まっているものと時間は関係ないものと分かります。駐車の意味の1つ目は「運転者が車から離れていてすぐに運転できない場合」になります。運転者がその場にはいない状況になります。これは時間に関係なく1分でも駐車になります。2つ目は「車が継続的に停止する場合」になります。これはたとえば運転者がその場にいたとしても駐車になります。要するに長く停まることになりそうな状況になります。その例としては、客待ち、荷待ちになります。駅前などで友達や家族を待つという行為も該当します。客待ち、荷待ちも時間に関係なく駐車になり、1分でも待てば駐車になります。さらに5分を超える荷物の積みおろしも駐車になります。荷物の積みおろしだけが唯一時間によって駐車か停車かが変わってきます。5分を超えれば駐車、5分以内であれば停車になります。それに対して、停車は駐車にあたらない車の停止になります。例えば、人の乗り降りのための停止があります。2つ目はさっき説明した5分以内の荷物の積みおろしになります。その他、運転者がすぐに運転できる状態での短時間の停止が停車になります。特に勘違いしてはいけないのが、ドライバーがその場にいれば駐車にならないという訳ではありませんので注意して下さい。ちなみに標識に「8-20」という数字が書いてありますが、これは禁止の時間を示しています。この場合は、8時から20時までの間は駐停車禁止あるいは駐車禁止という意味になります。

重量制限



この規制標識は「重量制限」の標識になります。その意味としては、「総重量（車の重さ、荷物の重さ、人の重さの合計）が、表示された重量をこえる車は通行できません」になります。ここからしばらくOVERの「O」からデザインされた標識になり、「超えてはいけない」という意味になります。まずポイントは総重量がちょうど5.5トンの

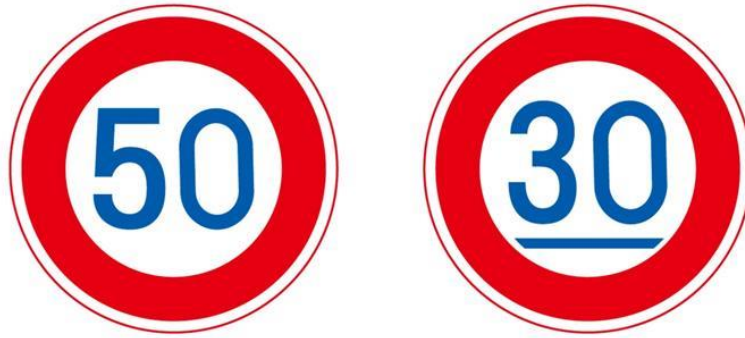
車は通れるかどうかです。「表示された重量をこえる車は通行できません」となっていますので、反対解釈で超えなければ通行できることとなります。したがって、総重量がちょうど5.5トンの車は通行できることとなります。ちなみにこの標識は橋などに設置されていることが多いです。

最大幅・高さ制限



この規制標識は左側が「最大幅」の標識で、右側が「高さ制限」になります。その意味としては、最大幅は「表示されている幅をこえる車（荷物の幅を含む）は通行できません」で、高さ制限は「地上からの高さ（荷物の高さを含む）が、表示されている高さをこえる車は通行できません」になります。標識のデザインですぐに気が付きますが、青色のマークが上下か左右かで判別できるようになっています。最大幅の方は道幅の狭い住宅街などで設置されていることがあり、高さ制限の方はトンネルやガード下などに設置されていることが多いです。

最高速度・最低速度

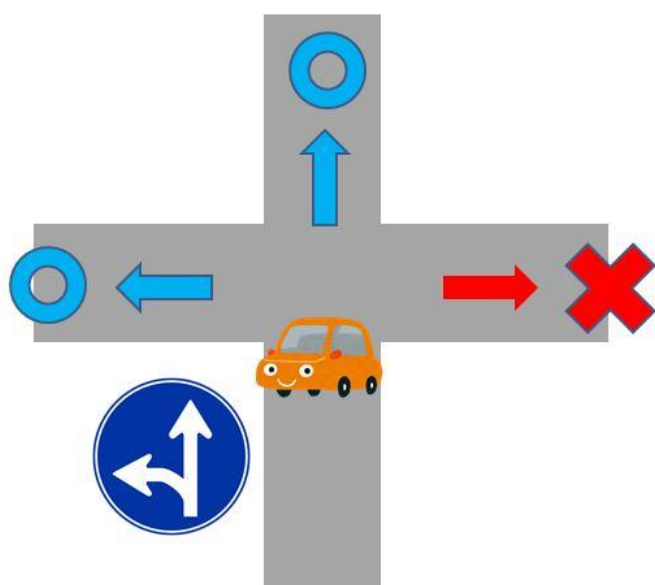


これらの規制標識は左側が「最高速度」の標識で、右側が「最低速度」になります。最高速度の標識は説明するまでもないと思いますが、最低速度はそんな標識があるんだと驚いたのではないのでしょうか。最低速度の意味としては「自動車は、表示されている速度に達しない速度で運転してはいけません」になります。今回の標識ですと時速 30km の最低速度になりますので、時速 30km に達しない速度で走行してはいけないという意味になります。高速自動車国道は最低速度が時速 50km と定められているのですが、高速自動車国道にこの最低速度の標識が設置されていることがあります。

指定方向外進行禁止



この規制標識は「指定方向外進行禁止」の標識になります。その意味としては、「車は、矢印の方向以外へは進行できません」になります。ここからしばらく標識のデザインがOKの「O」からデザインされているもので「いいよ」という意味になります。今回の標識だと矢印の向きが直進と左折となっていますので、この標識がある交差点では直進と左折はできますが、それ以外の右折などはできないことを意味しています。この右折禁止の標識は右折先が一步通行の出口になっていることが多いです。



ちなみにこの「指定方向外進行禁止」の標識は下の画像のように矢印が斜め下を指している場合があります。これは意味が全く変わり「その矢印の向いている側を通行してください」という意味に変化します。雪国だと雪でセンターラインが見えなくなってしまうのでセンターライン代わりになったり、車線が多い大通りなどで逆走を防止するために設置されたりします。



時間制限駐車区間



この規制標識は「時間制限駐車区間」の標識になります。その意味としては、「時間を限って同一の車が引き続き駐車することができる道路の区間を示します。なお、車は表示された時間をこえて駐車してはいけません（この場合は、8時から20時までの時間

帯で 60 分の間は駐車できます) 」になります。この規制標識を見たことがないという方も多いと思いますが、東京や大阪などの都市部の道路によく設置されています。都市部の道路では駐車場が少ないので、道路が駐車できる場所として解放されています。時間制限駐車区間に駐車する場合は「パーキング・チケット」や「パーキング・メーター」と呼ばれる機械を使ってお金を支払う仕組みになっています。下の画像はパーキング・メーターの機械です。



自動車専用



この規制標識は「自動車専用」の標識になります。その意味としては、「高速自動車国道または自動車専用道路であることを示します」になります。高速道路の入り口にこの

標識が設置されています。ちなみに「高速道路」というのは2種類ありまして、「高速自動車国道」と「自動車専用道路」に分かれます。東名高速道路などの都道府県をまたぐような大規模な高速道路は高速自動車国道と呼ばれ、反対に首都高速道路などの規模が小さい高速道路は自動車専用道路と呼ばれています。高速自動車国道と自動車専用道路は制限速度や利用できる車種が異なるのが特徴になります。この「自動車専用」の標識はその名前の通り、自動車（エンジンの付いた車）しか通行できない道路ということの意味しているのですが、自動車の中でも総排気量 125cc 以下の普通自動二輪車や小型特殊自動車など通行できない自動車も一部あります。

自転車専用



この規制標識は「自転車専用」の標識になります。その意味としては、「①自転車道や自転車専用道路を示します②普通自転車以外の車と歩行者は通行できません」になります。自転車も車になりますので、原則バスやトラックなどと同じ車道を通行しなければなりません。自転車が多くの都市部などでは安全のために自転車専用の道路が設けられている場所があります。自転車専用となっていますので、歩行者や原動機付自転車は通行することはできません。



自転車及び歩行者専用



この規制標識は「自転車及び歩行者専用」の標識になります。その意味としては、「①自転車歩行者専用道路を示し、普通自転車と歩行者以外は通行できません②普通自転車が通行できる歩行者用道路であることを示します③普通自転車が通行できる歩道であることを示します」になります。1つ前の標識の所でも説明しましたが、自転車も車になりますので、原則はバスやトラックなどと同じ車道を通行しなければなりません。しかし、速度の遅い自転車が車道を走るのは危険なので多くの歩道にはこの標識が設置されており、自転車も通行できる歩道となっています。

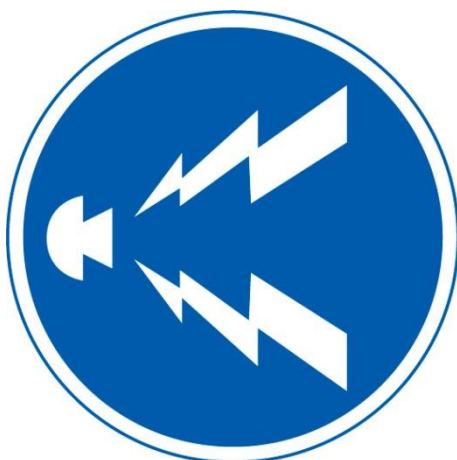


歩行者専用



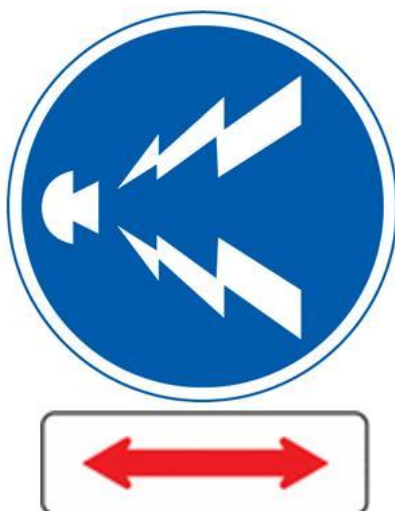
この規制標識は「歩行者専用」の標識になります。その意味としては、「①歩行者専用道路（歩行者だけの通行のために設けられた道路）を示します。②歩行者用道路を示します」になります。標識のデザイン通り歩行者のための道路になりますが、いわゆる「歩行者天国」と呼ばれる場所や住宅街などに設置されています。この標識がある道路は車が通行できないことになっていますが、沿道に車庫をもつ車などで、特に通行を認められた車（貨物の集配などの車）だけは通行することができることになっています。

警笛鳴らせ



この規制標識は「警笛鳴らせ」の標識になります。その意味としては、「車や路面電車が、警音器を鳴らさなければならない場所を示します」になります。「警笛」というのがピンとこないと思いますが、クラクションを意味しています。この標識は見通しの悪い道路などに設置されていることがありますが、車の存在を周りの歩行者や車などに知らせる意味で設置されています。この標識は全国的にも珍しい標識のようで、私自身も実物を見たことがありません。

警笛区間

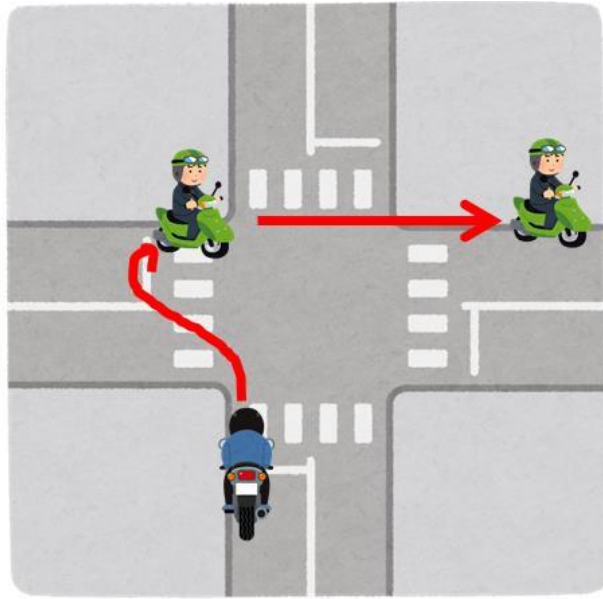


この規制標識は「警笛区間」の標識になります。その意味としては、「車や路面電車が、警音器を鳴らさなければならない場所を示します」になります。1つ前の「警笛鳴らせ」の標識の下に補助標識が付いた物になります。補助標識は後で紹介しますが、この矢印の標識は標識の範囲を示しています。「→」の右向きの矢印が交通規制の始まりを示していて、「←」の左向きの矢印が交通規制の終わりを示しています。そして、「←→」の左右の矢印が交通規制の区間内や区域内であることを示しています。ちなみにこの「警笛区間」の標識がある場所は矢印の区間内をずっとクラクションを鳴らさなければならないという意味ではなく、つぎの3つの場所を通る時にクラクションを鳴らさなければならないことになっています。それが、「左右の見通しのきかない交差点」、「見通しのきかない道路のまがりかど」、「見通しのきかない上り坂の頂上」になります。ポイントは「見通しのきかない」という部分ですが、「見通しのきく」交差点やまがりかど、上り坂の頂上はクラクションを鳴らさなくてもよいです。

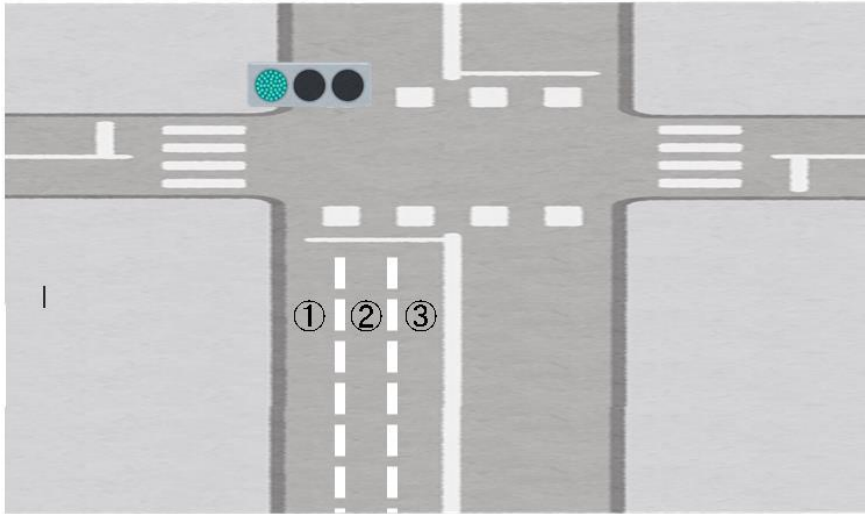
原動機付自転車の右折方法（二段階）



この規制標識は「原動機付自転車の右折方法（二段階）」の標識になります。その意味としては、「原動機付自転車は、右折するとき、交差点の側端に沿って通行し、二段階右折をしなければなりません」になります。まず普段原付に乗らない方は「二段階右折」って何だっけ？という方も多いと思います。下の画像を見てください。二段階右折というのは交差点を右折する時にその名前の通り二段階に分けて右折することで、交差点を2回直進して右折します。とても不自然な感じに見えますが、要するに自転車と同じ通行方法になります。



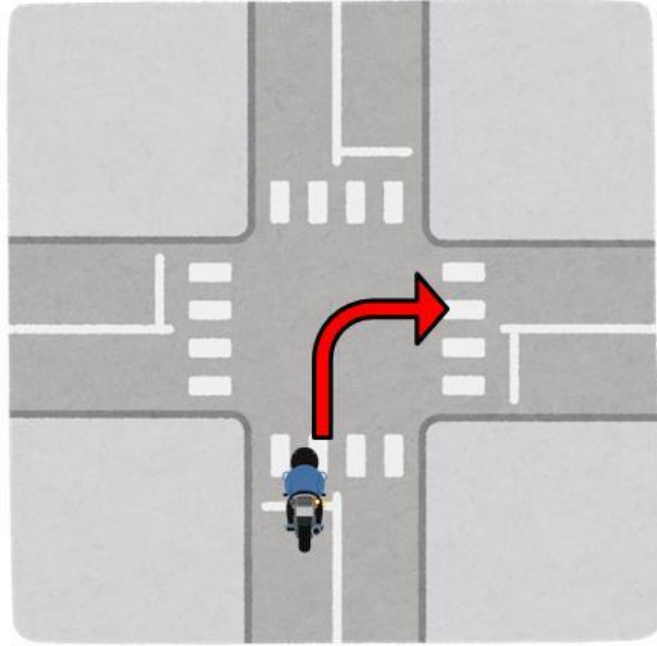
では、どんな場合に原動機付自転車は二段階右折をしなければならないのか。そのパターンが2つあります。1つ目は今説明しているこの「原動機付自転車の右折方法（二段階）」の標識がある場合です。2つ目は「交通整理が行われており、車両通行帯が3以上ある道路の交差点」を右折する場合です。2つ目の状況が少し分かりにくいですが、下の画像を見てください。「交通整理が行われている」という状況はつまり交差点に信号機が設置されている状態で、「車両通行帯が3以上ある道路」とはセンターラインから片側の車線が3つ以上ある状態になります。では、なぜ原動機付自転車はこのような交差点では二段階右折をしなければならないのか？それは原動機付自転車の法定速度が時速30kmまでしか出せないことがその理由になります。ちなみに原動機付自転車以外の自動車の法定速度は時速60kmとなっています。車両通行帯が3以上ある道路の交差点で右折する場合は進路変更を繰り返さなければならないため、時速30kmまでしか出せない原動機付自転車はやはり危険ですよね。二段階右折は大きい交差点で原動機付自転車が安全に通行できるように考えられた仕組みになるのです。



原動機付自転車の右折方法（小回り）



この規制標識は「原動機付自転車の右折方法（小回り）」の標識になります。その意味としては、「原動機付自転車は、右折するとき、あらかじめ道路の中央に（一方通行路は右端に）寄り、右折しなければなりません」になります。右折方法（小回り）という言葉やその意味だけと見るとパッとイメージしにくいと思いますが、下の画像のように一般的な右折方法のことを指しています。また、その標識のデザインも1つ前の「原動機付自転車の右折方法（二段階）」のデザインが赤丸の斜め線になりますので、今回の二段階右折はダメという意味になります。



この標識はどのように使うかと言いますと、下の画像のように交通整理が行われており、車両通行帯が3以上ある道路の交差点に設置されます。本来はこのような大きな交差点で右折する場合、原動機付自転車は二段階右折をしなければなりません。この標識は設置されている交差点では小回り右折をしなければならないことになります。



環状の交差点における右回り通行



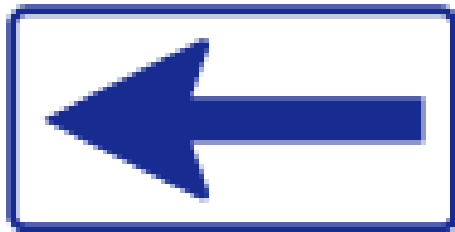
この規制標識は「環状の交差点における右回り通行」の標識になります。その意味としては、「環状の交差点であり、車は右回りに通行しなければなりません」になります。この標識は割と新しい標識で平成 26 年に作られました。環状の交差点は下の画像のように交差点の中を時計回りに周って通行する交差点になります。優先関係は交差点の中の車の方が優先になります。現在、全国に 100 か所程度の環状交差点がありますが、この環状の交差点のメリットとしては信号機がいない、重大事故に繋がりにくい、渋滞しにくいなどがあります。



一方通行



この標識は説明するまでもないと思います。しかし、この「一方通行」の標識と瓜二つのものがあるのをご存知でしょうか？それが下の画像の「左折可」という標示板になります。この左折可の標示板がある交差点では、交差点を左折する車は前方の信号が赤や黄であっても、歩行者などまわりの交通に注意しながら左折することができることになっています。全国的にはこの左折可の標示板は300か所程度しか設置されていないため、実物を見かけたことがない方も多いかもかもしれません。



自転車一方通行



この標識も見つけない方も多と思いますが、1つ前の一方通行の標識の自転車限定バージョンになります。標識自体も割と新しく平成23年に作られました。この標識は車道と分離されている自転車専用道路や歩道などに設置されていることがあります。ちなみに1つ前の一方通行の標識は自転車も車になるので守らなければならないので

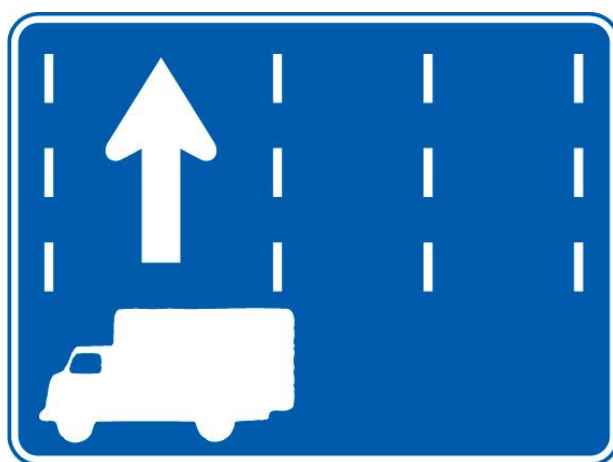
すが、一方通行の標識には「自転車を除く」や「自動車・原付」という補助標識が付いていることが多く、自転車の適用が除かれている場合があります。

車両通行区分



この規制標識は「車両通行区分」の標識になります。その意味としては、「車は、標示板の示す通行区分に従って通行しなければなりません」になります。この標識は車線の多い道路などに設置されていることがあります。一番左側の車線には「二輪 軽車両」、それ以外の車線には「自動車（二輪を除く）」となっていて、安全のために二輪車と四輪車を分離される目的で設置されているケースが多いです。

特定の種類の車両の通行区分



この規制標識は「特定の種類の車両の通行区分」の標識になります。その意味としては、「大型貨物自動車と特定中型貨物自動車、大型特殊自動車は、左から一番目の車両通行帯を通行しなければなりません」になります。この標識のポイントはまず対象になる車種です。標識のデザインがトラックになっていますので、貨物自動車というのはすぐに分かると思いますが、実は前に説明した「大型貨物自動車等通行止め」と同じ車種になります。それから、どの車線にトラックのイラストが描かれているかもポイントになります。上記の標識の場合は三つ車線がある内の一番左側にトラックが描かれているので一番左側の車線を通行しなければなりません。

けん引自動車の高速自動車国道通行区分



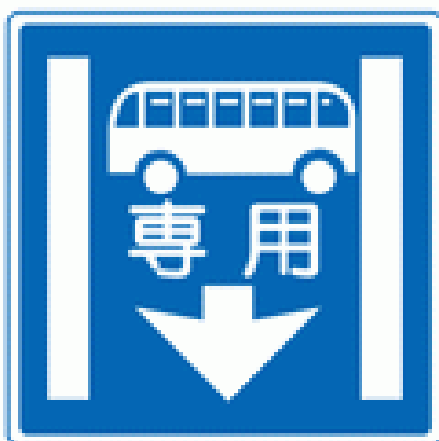
この規制標識は「けん引自動車の高速自動車国道通行区分」の標識になります。その意味としては、「けん引自動車は、標示板の示す通行区分に従って通行しなければなりません」になります。1つ前に説明した標識のけん引自動車（トレーラー）バージョンになります。ポイントは「高速自動車国道」での通行区分に関する標識という点です。「自動車専用」の規制標識でも説明しましたが、「高速道路」というのは2種類ありまして、「高速自動車国道」と「自動車専用道路」に分かれます。東名高速道路などの都道府県をまたぐような大規模な高速道路は高速自動車国道と呼ばれ、反対に首都高速道路などの規模が小さい高速道路は自動車専用道路と呼ばれています。実はこのけん引自動車は、高速自動車国道の本線車道を走行する時は、特定の場を除き、もっとも左側の車線を通行しなければならないことになっています。このルールの理由としてはけん引自動車は重い荷物を運搬していることが多く速度が遅いという理由と、構造上進路変更が危険という理由とされています。また、「特定の場を除き」の中に今回の規制標識が含まれています。

けん引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間



この規制標識は「けん引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」の標識になります。その意味としては、「けん引自動車は、左から一番目の車両通行帯を通行しなければなりません」になります。1つ前の標識とよく似ていますが、今回の標識は首都高速道路などの規模が小さい高速道路「自動車専用道路」に設置されている標識になります。先程、けん引自動車は高速自動車国道ではもっとも左側の車線を通行しなければならないと説明しましたが、このルールは高速自動車国道だけに限ったルールで、自動車専用道路には適用されません。今回の標識が設置されている場合、けん引自動車は自動車専用道路でももっとも左側の車線を通行しなければならないことになります。

専用通行帯



この規制標識は「専用通行帯」の標識になります。その意味としては、「標示板に表示された車の専用の通行帯を示します」になります。今回はバスのイラストが表示されて

いますが、他にはバイクや自転車のイラストが表示された標識も存在します。ちなみにバスのイラストが表示された標識の場合は原則、路線バスなどのバスと小型特殊自動車、原動機付自転車、軽車両以外の車はその専用通行帯を通行できないことになっています。でも、なぜ小型特殊自動車、原動機付自転車、軽車両は通行できるの？と思った方も多いと思いますが、このバスのイラストが表示された専用通行帯の標識は一番左側の車線に設置されていることが多いですよ。小型特殊自動車、原動機付自転車、軽車両は特に速度が出せない乗り物なので一番左側の車線が通行できないのは困りますよね。ただし、小型特殊自動車、原動機付自転車、軽車両以外の車でも右左折する場合や工事などでやむを得ない場合はその専用通行帯を通行することができるようになっています。

普通自転車専用通行帯



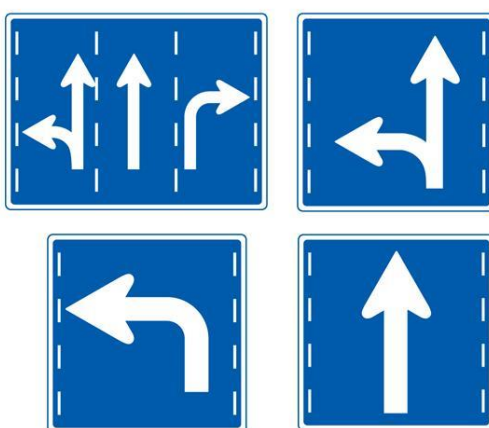
この規制標識は「普通自転車専用通行帯」の標識になります。その意味としては、「普通自転車の専用の通行帯を示します」になります。1つ前に説明した「専用通行帯」の自転車バージョンになりますが、専用通行帯の位置がより分かりやすくなっているのと「専用通行帯」と比較すると標識の大きさがコンパクトなのが特徴になります。

路線バス等優先通行帯



この規制標識は「路線バス等優先通行帯」の標識になります。その意味としては、「路線バスなどの優先通行帯を示します」になります。先程、説明したバスの「専用通行帯」によく似ていますが、この標識がある通行帯は原則、どの車も走行することができるようになっています。ただし、路線バス等優先通行帯を通行中に路線バスなどが近づいてきたときは、すみやかにそこから出なければなりません。また、交通が混雑していて、路線バスなどが近づいてきても路線バス等優先通行帯から出られなくなるおそれがあるときは、はじめからその通行帯を通行してはいけません。

進行方向別通行区分



これらの規制標識は「進行方向別通行区分」の標識になります。その意味としては、「交差点で進行する方向別の通行区分を示します」になります。この標識が車両通行帯では

矢印の方向にしか進行できないことを示しています。ただし、道路工事などでやむを得ない場合は必ずしも従う必要はありません。

平行駐車・直角駐車・斜め駐車

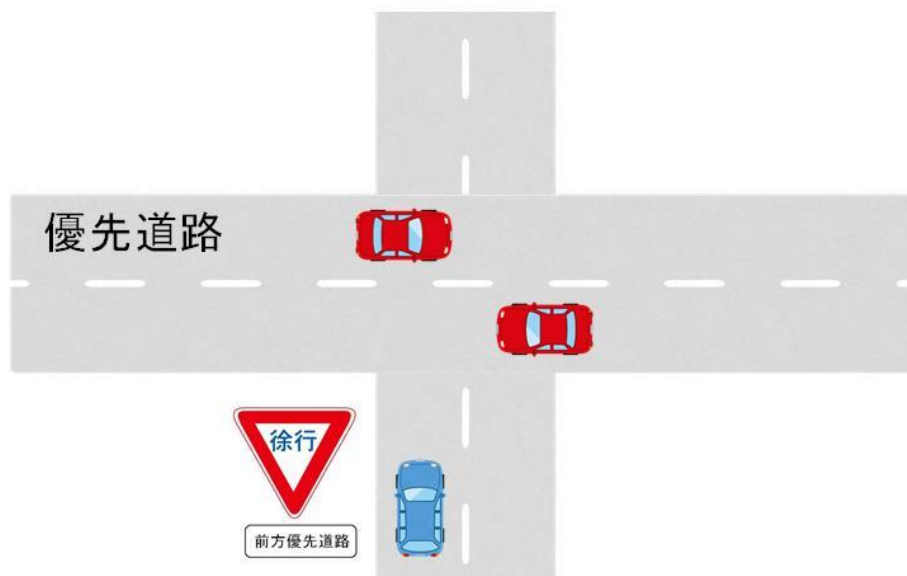


これらの規制標識は「平行駐車、斜め駐車、直角駐車」の標識になります。その意味としては、「車は、駐車するとき、道路の端に対して平行（斜め・直角）に止めなければなりません」になります。平行駐車標識についてはタクシー乗り場などに設置されていることがありますが、斜め駐車や直角駐車標識はほとんど使われていないようです。

徐行・前方優先道路



これらの規制標識は「徐行、前方優先道路」の標識になります。その意味としては、徐行の標識は「車と路面電車は、徐行しなければなりません」、前方優先道路の標識は「交差する道路が優先道路であり、車や路面電車は、徐行しなければなりません」になります。両方とも徐行しなさいという同じ意味になりますが、前方優先道路の標識は交差する道路が優先道路になるので、車が来ている時は止まらなければならない場合もあります。ちなみに「優先道路」とは下の画像のように信号機が設置されていない交差点での優先関係のことを意味しています。信号機が設置されていない交差点では中央線（センターライン）が交差点の中を横断している道路の方が優先になります。



一時停止



この標識は運転免許を持っている方なら誰でも知っていると言っていいくらいにたくさん設置されています。その意味としては、「車や路面電車は、交差点の直前（停止線があるときは、その直前）で一時停止しなければなりません」になります。ちなみにこの「一時停止」の標識があるときは一時停止するとともに、交差する道路を通行している車や路面電車の進行を妨げてはいけないとルールもあります。また、1つ前に説明した「徐行」の標識とこの「一時停止」の標識は2020年の東京オリンピックに向けて「SLOW」や「STOP」といった英語表記が追加されたデザインも作られています。

歩行者通行止め・歩行者横断禁止

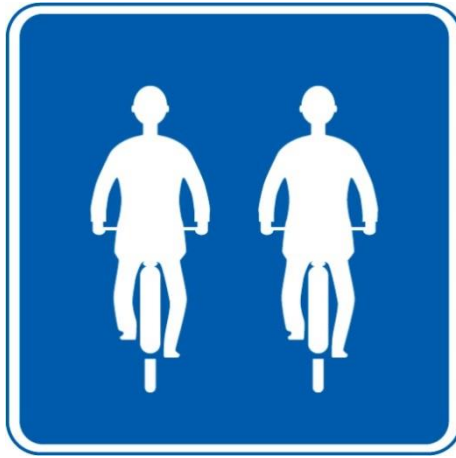


これらの規制標識は左側が「歩行者通行止め」の標識で、右側が「歩行者横断禁止」になります。その意味としては、「歩行者通行止め」の標識は「歩行者は、通行できません」、「歩行者横断禁止」の標識は「歩行者は、横断できません」になります。非常に似たデザインですが、日本語で「通行止」や「横断禁止」と書かれているので分かりやすいです。何車線もあるような大通りや反対に道幅の狭い車道など歩行者が通行するのが危険な場所に設置されていることが多いです。中央分離帯があるような大通りを強引に横断しようとする歩行者をたまに見掛けますが、車を運転するドライバーはそんな場所で歩行者が横断することを想定していないので危険な横断はやめましょう。

第二章 指示標識

指示標識は、特定の通行方法ができることや、道路交通上決められた場所などを指示するものになります。第一章の規制標識に比べると指示標識の種類は非常に少なく、形は全て四角形で色も青色の標識だけという特徴があります。

平進可



この指示標識は「平進可」の標識になります。その意味としては、「普通自転車は、2台並んで通行できます」になります。この標識ある場所は2台並んで通行できるということは、普段は2台並んで通行できないということ？と気づいた方が多いと思いますが、その通りです。あまり知られていませんが、実は自転車で2台並んで通行することは禁止されています。他にも自転車を運転する際には、飲酒運転や傘差し運転、二人乗り運転なども禁止されています。

軌道敷内通行可



この指示標識は「軌道敷内通行可」の標識になります。その意味としては、「自動車は軌道敷内を通行できます」になります。「軌道敷内」というのは下の画像のような路面電車の線路になります。車は原則軌道敷内の通行が禁止となっていますが、この標識がある場所では「自動車」は軌道敷内を通行することができます。ポイントは「自動車」が通行できるという点です。標識に描かれているのは普通自動車ですが、バイクやバス、トラックなどの自動車も軌道敷内を通行できることとなります。反対に「自動車」ではない原動機付自転車や自転車などの軽車両はこの標識があっても軌道敷内を通行することはできません。





これらの指示標識は左側が「駐車可」の標識で、右側が「停車可」になります。その意味としては、「駐車可」の標識は「車は、駐車することができます」、「停車可」の標識は「車は、停車することができます」になります。規制標識の部分で「駐停車禁止」と「駐車禁止」の標識を説明しましたが、標識以外にも下記のように駐停車が禁止された場所や駐車だけが禁止された場所があります。駐停車禁止場所や駐車禁止場所であっても、これらの標識がある場合は駐車や停車することができます。これらの標識は駅前のタクシー乗り場や商店街などに設置されていることが多いです。

駐停車禁止場所

- ①標識、標示②軌道敷内 ③坂の頂上付近
やこう配の急な坂 ④トンネル⑤交差点と
その端から5m以内⑥道路の曲がり角から5
m以内⑦横断歩道とその端から前後5m以内
⑧踏切と、その端から5m以内 ⑨安全地帯
の左側と、その前後10m以内⑩バス、路面
電車の停留所の標示板から10m以内

駐車禁止場所

①標識、標示 ②火災報知機から1m以内 ③駐車場、車庫などの自動車専用の出入口から3m以内 ④道路工事の区域の端から5m以内⑤消防用機械器具の置き場、消防用防火水槽、これらの道路に接する出入口から5m以内⑥消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置や、消防用防火水槽の取り入れ口から5m以内

高齢運転者等標章自動車駐車可（停車可）



標章車専用



標章車専用

これらの指示標識は左側が「高齢運転者等標章自動車駐車可」の標識で、右側が「高齢運転者等標章自動車停車可」になります。その意味としては、「高齢運転者等標章自動車駐車可」の標識は「専用場所駐車標章に登録（車両）番号が記載されている普通自動車のみ駐車することができます」、「高齢運転者等標章自動車停車可」の標識は「専用場所駐車標章に登録（車両）番号が記載されている普通自動車のみ停車することができます」

ます」になります。1つ前に説明した「駐車可・停車可」の標識の下に「標章車専用」という補助標識が付いた物になります。これは2010年から導入された「高齢運転者等専用区間制度」という制度で、高齢者などがよく利用する公共施設や病院周辺の道路に設置されています。高齢者などが車で病院に行く時などに建物から近い道路上に駐車できるようにした制度になります。ちなみにこの「高齢運転者等」に当てはまるのは「70歳以上のドライバー」、「聴覚障害で免許に条件を付されているドライバー」、「肢体不自由で免許に条件を付されているドライバー」、「妊娠中又は出産後8週間以内のドライバー」になります。また、この制度を利用するためには事前に警察に申請が必要になりますので注意してください。



優先道路



この指示標識は「優先道路」の標識になります。その意味としては、「優先道路であることを示します」になります。「優先道路」については規制標識の「前方優先道路」の部分でも説明しましたが、信号機が設置されていない交差点では中央線（センターライン）が交差点の中を横断している道路（優先道路）の方が優先になります。

中央線



この指示標識は「中央線」の標識になります。その意味としては、「道路の中央や中央線であることを示します」になります。この標識は道路の中央が分かりにくい場所や勘違いされやすい場所などに設置されていることがあります。例えば、雪が降り積もるような地域や車線の数が上下で異なっていて中央線の位置が道路の中心ではない場所な

どです。また、「リバーシブルレーン」といって、時間帯によって中央線の位置が変わる特殊な道路に使われていることもあります。

停止線



この指示標識は「停止線」の標識になります。その意味としては、「車が停止する場合の位置を示します」になります。この標識も先程の「中央線」の標識と同じような使い方をしていきます。特に雪が降る地域では停止線が見えなくなってしまうため、この標識によって停止する場所が分かるようになっています。ちなみにこの標識がある場所で停止する場合の位置はこの停止線の直前となっています。

横断歩道



この指示標識は「横断歩道」の標識になります。その意味としては、「横断歩道であることを示します」になります。デザインが2つありますが、特に意味の違いはありません。ちなみに歩行者が横断歩道で横断しようとしているときは一時停止をして、歩行者に道をゆずらなければならないことになっています。残念ながら多くのドライバーが気づいていても止まらずに素通りしてしまいますが、横断中の歩行者をはねてしまう事故が多いので気を付けましょう。

自転車横断帯・横断歩道自転車横断帯



これらの指示標識は左側が「自転車横断帯」の標識で、右側が「横断歩道・自転車横断帯」になります。その意味としては、「自転車横断帯」の標識は「自転車の横断帯であることを示します」、「横断歩道・自転車横断帯」の標識は「横断歩道と自転車横断帯であることを示します」になります。

安全地帯



この指示標識は「安全地帯」の標識になります。その意味としては、「安全地帯であることを示します」になります。安全地帯って何？と思った方もいるかもしれませんが、

路面電車に乗り降りする人や道路を横断する歩行者の安全を図るために設けられた場所になります。ちなみにこの安全地帯は車の進入が禁止されています。



規制予告



この指示標識は「規制予告」の標識になります。その意味としては、「標示板に示されている交通規制が前方で行われていることを示します」になります。今回の規制予告は「車両通行止め」の規制標識となっていますが、他の標識にも使用されます。その役割としては運転者に早めに知らせることにあります。例えば、今回の車両通行止めの場合、

車が通行することができないのでUターンしなければならない可能性があります。運転者に早めに状況を知らせることによって、事故やトラブルを防ぐ効果があります。



第三章 警戒標識

警戒標識は、道路上の危険や注意すべき状況などを、前もって道路利用者に知らせて注意をうながすものになります。第二章の指示標識のように種類は割と少なく、形は全てひし形で色も黄色の標識だけという特徴があります。

交差点の形状を示した標識



十形道路交差点あり



ト形道路交差点あり



T形道路交差点あり



Y形道路交差点あり

これらの警戒標識は交差点の形状を示したものですが、全ての交差点に設置されている訳ではなく特に見通しの悪い交差点など交通事故が多い場所などに設置されていることが多いです。余談になりますが、「T形道路交差点あり」の「T」はアルファベットの「ティー」となっていますが、正式には漢字の「丁（てい）」が正解らしいです。一般的にはアルファベットの方が浸透しています。

ロータリーあり



ロータリーあり



環状の交差点における右回り通行

ロータリーとは駅前によくある円形地帯の部分で、車がロータリーに沿って回り、方向を変えるようにしたものです。第一章で説明した「環状の交差点における右回り通行」の規制標識によく似ていますが、この「ロータリーあり」の警戒標識はあくまでも運転者に前もって知らせるためだけのもので強制力はありません。



道路の形状を示した標識



右方屈曲あり



つづら折りあり



右方屈折あり



右背向屈曲あり



右背向屈折あり

これらの警戒標識は道路の形状を示したものですが、構造上、屈曲は山間部などに多く、屈折は都市部などで多く見受けられます。ドライバーに道路の形状を事前に知らせることにより、事故防止を図ったものです。

踏切あり



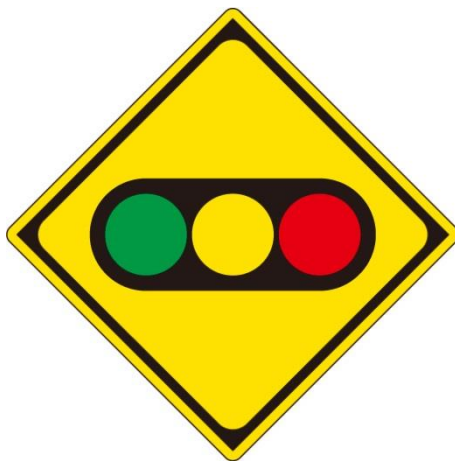
この警戒標識は踏切の直前に設ける標識になります。標識のデザインは汽車のタイプと電車のタイプとありますが、観光目的でSLが実際に走っている場所では汽車のタイプの標識が設置されていることがあります。

学校、幼稚園、保育所等あり



左側の標識が「学校、幼稚園、保育所等あり」の警戒標識ですが、第二章の指示標識で紹介した「横断歩道」の標識とデザインがそっくりなのが特徴です。運転免許を取る時に受ける学科試験でもこの二つの標識はひっかけ問題で良く出されます。

信号機あり



この警戒標識はこの先に信号機があることを示していますが、見通しの悪い交差点や信号機の少ない幹線道路などに設置されていることが多いです。また、この警戒標識と合わせて下記の「予告信号」と呼ばれるものを設置されている場所も多いです。



すべりやすい

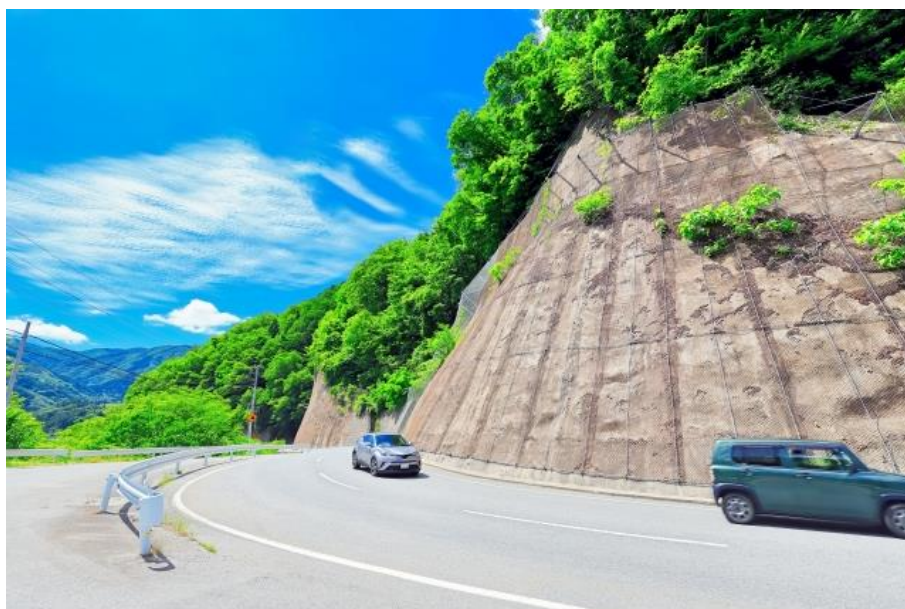


この警戒標識はデザインからも容易にイメージしやすいと思いますが、路面がすべりやすいことを示しています。凍結しやすい橋の上やスリップしやすい急カーブや急な下り坂などに設置されていることが多いです。

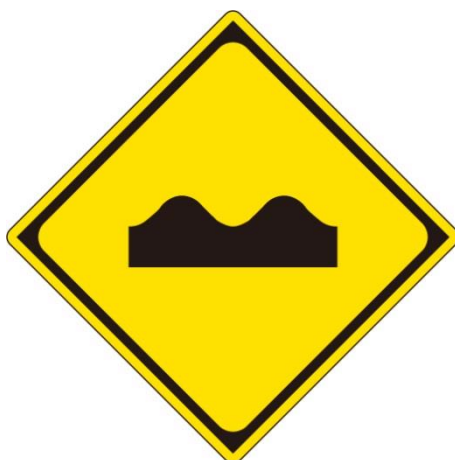
落石のおそれあり



この警戒標識も容易にイメージしやすいと思いますが、落石が起こりやすい場所であることを示しています。急斜面が多い山間部や海岸線などに設置されていることが多いです。この警戒標識を見るとそもそも落石にどう対処すればいいんだ？と言いたくなると思いますが、道路上に落ちている大きな石などに特に注意すべきだと思います。見通しの悪いカーブの先に急に落石が転がっていることもありますし、対向車が落石を避けてセンターラインをはみ出してくることも考えられます。



路面凹凸あり



この警戒標識がある場所は段差がある場所に設置されており、速度が速いとハンドルを取られる危険性があります。踏切やこう配の急な坂道などに設置されていることが多いです。駅前や住宅街など歩行者の多い場所に意図的に段差が付けられている道路にもこの警戒標識が設置されていることもあります。

合流交通あり



この警戒標識は幹線道路と側道の分岐点や高速道路のジャンクションなどに設置されていることが多いです。合流する立場の車からは合流する道路の状況は見にくいため、見落としてしまう危険性があります。合流してくる車の立場になってできる限り道をゆずってあげましょう。



車線数減少・幅員減少



車線数減少



幅員減少

この2つの警戒標識はよく似たデザインですが、「車線数減少」の標識はその名前の通り車線数が減少します。それに対して、「幅員減少」の標識は、車線数は変わらず道幅自体が狭くなることを意味しています。

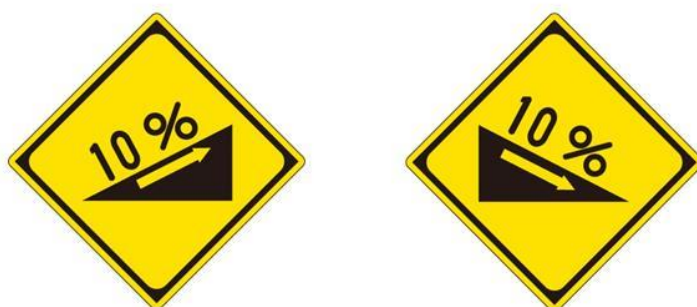
二方向交通



この警戒標識は、デザインからは何を意味しているか分かりにくいですが、「この道路は交互（対面）通行です」ということを表しています。例えば、高速道路には大抵道路に中央分離帯があり、道路が完全に分けられていて一方通行になっている場所がほとんどです。しかし、道幅が狭くなる山間部になると中央分離帯がなくなり、対面通行になる場所があります。一方通行だった道路から対面通行になる場所で車が間違えないようにこの警戒標識が設置されていることが多いです。



上り急こう配あり・下り急こう配あり



この警戒標識は、こう配の急な坂道であることを示していますが、この10%というのは100mにつき10m上る又は下がる（約6°）ことを意味しています。6°だと大したことないように感じますが、何トンもある車にとってはかなりの影響がありますので注意が必要です。

道路工事中



この警戒標識は、デザインからも分かる通りこの先が工事中であることを示しています。片側交互通行になっていることもありますし、警備員の方が誘導してくれている場合は

それに従いましょう。ちなみに工事の場所に一時的に設置される標識なので、他の標識とは違い簡易的な作りとなっている物が多いのも特徴です。

横風注意



この警戒標識は、トンネルの出口や橋の上など横風が強い場所に設置されており、ハンドルを取られたり、横転したりする危険があります。また、標識に描かれている絵は「吹き流し」といって、その吹き流しの角度と向きで風の強さや方向が分かるようになっています。ちなみに下の画像のような 45° くらいの状態で風速約 5m 以上、 90° くらいで風速約 10m 以上になります。



動物が飛び出すおそれあり



この警戒標識がある場所は鹿や猿、狸などの野生動物が突然に飛び出してくる危険があります。万が一、野生動物を衝突してしまった場合はそのまま放置してしまうと他のドライバーが急ハンドルを取って二次事故に繋がりがねないので、警察に通報する必要があります。ちなみに標識に描かれている動物は地域によって色んなバリエーションがあるのも特徴です。



その他の危険



この警戒標識は、「その他の危険」ということで今までに紹介した警戒標識にないものになります。大抵、補助標識が下に設置されており、そこに「行き止まり」や「冠水注意」などその理由が記されています。

第四章 案内標識

案内標識は地点の名称、方面、距離などを示して、通行の便宜を図ろうとするものです。その特徴として、標識の色が緑色は高速道路関係の標識、青色は一般道路関係の標識になります。案内標識は今までの規制標識や指示標識などと比べると、標識自体には特別な意味を持たないものが多いです。したがって、特に分かりにくいものを中心に紹介していきたいと思います。

サービス・エリア、道の駅の予告



この案内標識は高速道路においてのサービスエリアやパーキングエリアの入口を案内しています。ちなみにサービスエリアとパーキングエリアは何が違うのか疑問に思ったことがあるのではないのでしょうか。国土交通省のウェブサイトによりますと、「提供するサービスの内容、休憩施設相互の位置関係によりサービスエリア（SA）とパーキングエリア（PA）に区分」しているとしています。一般的にはサービスエリアには「休憩所、駐車場、トイレに加え売店、食堂、給油所など」、「パーキングエリアには駐車場、トイレ、必要に応じ売店」が備わっているとされています。また、設置されている間隔もサービスエリアは約 50km ごとに、パーキングエリアは約 15km ごとに設置されています。

しかしながら、現実的にはこの基準に当てはまらないサービスエリアやパーキングエリアも多く、サービスエリアとパーキングエリアにあまり差がないのが実情のようです。



待避所



これらの案内標識はよく似たデザインですが、左側が待避所（たいひじょ）、右側は「非常駐車帯（ひじょうちゅうしゃたい）」と呼ばれる標識になります。待避所は一般道路に設けられた案内標識で山道などの狭い道路に設置されている場合が多いです。車が1台しか通れないような道路において、車同士が行き違いできるようにスペースが設けられていますが、そのスペースが待避所になります。

非常駐車帯は高速道路に設けられた案内標識で、故障車・緊急車両等が停車することを目的に整備された場所になります。



総重量限度緩和指定道路



日本の一般的な道路橋は、車両制限令という法律により最高重量は20トンと決まっています。それは、道路橋が20トンの自動車を通ることを想定して作られているからになります。平成5年に、物流上重要とされた道路橋は橋梁の補強などが行われ、25トンまでの大型車両が走行できるようになりました。その結果、今回の「総重量限度緩和指定道路」が新たに登場しました。原則として20トンを超える重量の車両が公道を走るには通行許可が必要になりますが、この案内標識がある道路は20トンを超える重量の車両が自由に通行できることを示しています。ちなみに左側の案内標識は左折先も右折先も総重量限度緩和指定道路であることを示しており、右側の案内標識は左折先が総重量限度緩和指定道路であることを示しています。



高さ限度緩和指定道路



この案内標識も前の「総重量限度緩和指定道路」の標識の高さバージョンになります。日本の道路は、車両制限令という法律により高さ制限が3.8mと決まっています。原則として3.8mを超える車両が公道を走るには通行許可が必要になりますが、この案内標識がある道路は3.8mを超える車両が自由に通行できることを示しています。ちなみに左側の案内標識は左折先も右折先も高さ限度緩和指定道路であることを示しており、右側の案内標識は左折先が高さ限度緩和指定道路であることを示しています。

第五章 補助標識

補助標識は規制標識などの本標識にとりつけられ、その意味を補足するものです。規制の理由を示したり、規制が適用される時間、曜日、自動車の種類などを特定しています。補助標識単体だといまいち意味が分かりにくいので、実例を交えながら説明していきます。

距離・区域



これらの補助標識は、本標識が示す施設や場所までの距離や、交通規制が行われている区間や場所までの距離や区域を示しています。例えば、左側の「この先 100m」の標識は「信号機あり」の警戒標識とセットになることによって、この先 100m に信号機があるという意味になります。真ん中の「ここから 50m」の標識はここから 50m の区間が転回禁止という意味になります。右側の「市内全域」の標識は、基本的には市内全域の法定速度は時速 50km という意味で、バイパスなど特に指定する区域のみその限りではないという意味になります。

日・時間



これらの補助標識は、本標識が示す交通規制が行われている日や時間を示しています。左側の標識は「駐車禁止」の本標識に「日曜・休日を除く」の補助標識が付いています。その意味としては日曜と休日は駐車禁止ではないことになります。都市部の道路でよく見かけるパターンですが、日曜と休日は路上駐車ができるようになっています。右側の標識は「指定方向外進行禁止」の本標識に「8-20」の補助標識が付いています。「8-20」は24時間標記で午前8時～午後8時の時間帯を示しています。その意味としては午前8時～午後8時の時間帯は右折が禁止された交差点であることを示しています。

車の種類

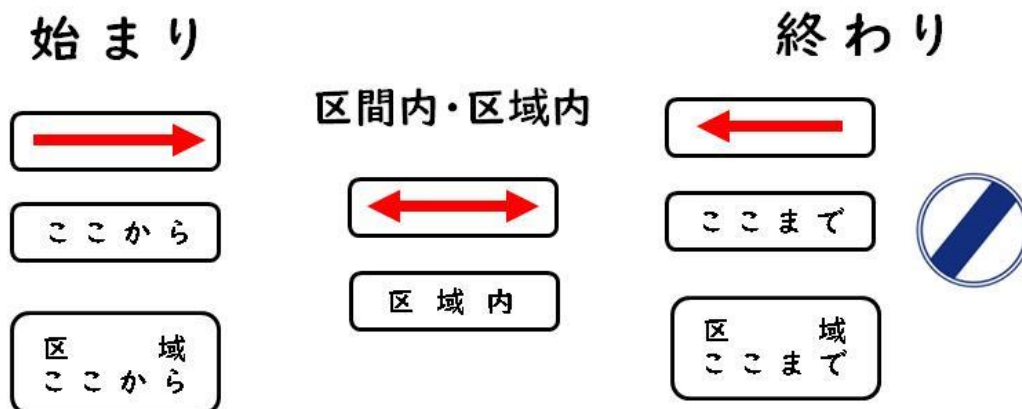


これらの補助標識は、本標識が示す交通規制の対象となる車の種類を示しています。左側の標識は、「大型貨物自動車等通行止め」の本標識に「大貨」の補助標識が付いていますが、この「大貨」は「大型貨物自動車」の略称になります。「大型貨物自動車等通

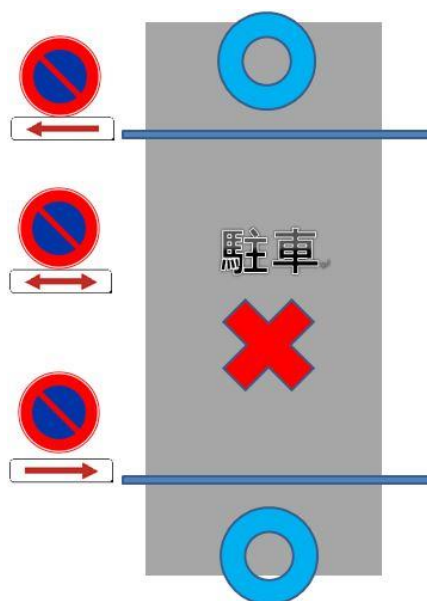
行止め」は、大型貨物自動車、特定中型貨物自動車、大型特殊自動車の通行を禁止した標識になりますが、「大貨」の補助標識が付くことによって大型貨物自動車以外の特定中型貨物自動車と大型特殊自動車は通行できることとなります。右側の標識は「指定方向外進行禁止」の本標識にトラックのイラストの補助標識が付いています。トラックのイラストの補助標識は左側の「大型貨物自動車等通行止め」の規制標識と同じ車種を示しており、その車種は大型貨物自動車、特定中型貨物自動車、大型特殊自動車となります。まとめると右側の標識は、大型貨物自動車、特定中型貨物自動車、大型特殊自動車は右左折ができないことを意味しています。他にも車の種類を特定する場合には、次のような略称が用いられます。

略 称	車両の種類
大 型	大型自動車
大型等	大型自動車、特定中型自動車および大型特殊自動車
中 型	中型自動車
特定中型	特定中型自動車
準中型	準中型自動車
普 通	普通自動車
自二輪	大型自動二輪車および普通自動二輪車
軽	長さ 3.40m 以下、幅 1.48m 以下、高さ 2.00m 以下の普通自動車（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、総排気量が 660cc 以下のものに限る）
原 付	原動機付自転車
二 輪	二輪の自動車および原動機付自転車
小二輪	小型二輪車および原動機付自転車
自転車	普通自動車

略 称	車両の種類
乗 用	もっぱら人を運搬する構造の自動車
バス	大型乗用自動車および特定中型乗用自動車
大型バス	乗車定員が 30 人以上の大型乗用自動車
マイクロ	大型バス以外の大型乗用自動車および特定中型乗用自動車
普 乗	普通乗用自動車
大 貨	大型乗用自動車以外の大型自動車
大貨等	大型乗用自動車以外の大型自動車、特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車および大型特殊自動車
中 貨	中型乗用自動車以外の中型自動車
特定中貨	特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車
準中貨	準中型乗用自動車以外の準中型自動車
標章車	高齢運転者等標章自動車

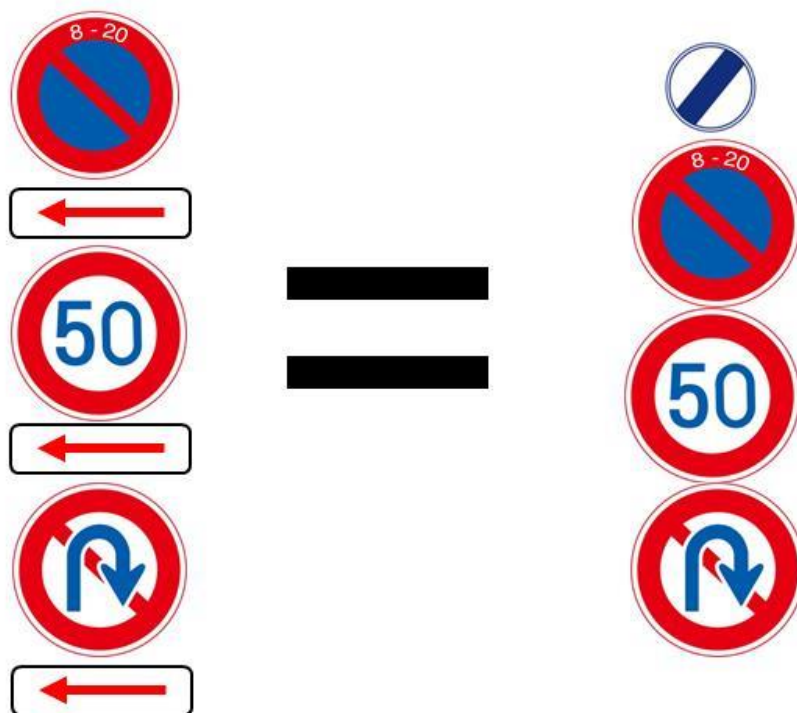


これらの補助標識は本標識が示す交通規制の範囲を示したものになります。矢印の補助標識が少し分かりにくいですが、「ここから」と文字で分かりやすくなったものもあります。下の画像で言いますと、駐車禁止の規制標識と矢印の補助標識がセットになったものですが、矢印の補助標識によって駐車禁止になっている範囲を示しています。



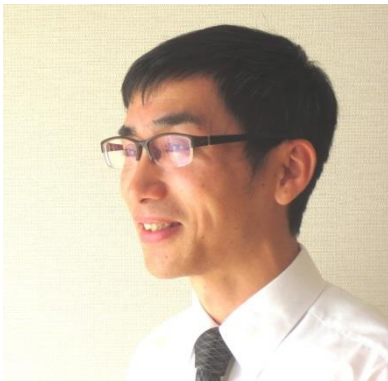
特に分かりにくい補助標識が「終わり」の丸い標識になります。例えば、下の画像で言いますと、駐車禁止の標識と最高速度の標識、転回禁止の標識に「終わり」を示す左矢

印の補助標識が付いています。このように、複数の標識が同時に「終わり」になった場合には補助標識を全部に付けるのは大変です。その時に便利なのがこの丸い補助標識になります。丸い補助標識が一番上に付けることでその下にある本標識が全て「終わり」という意味になります。



おわりに

たくさんの道路標識を紹介させて頂きましたがいかがでしたか？意外に勘違いして覚えてしまっていた標識も多かったのではないのでしょうか。私自身も今まで全部の標識をちゃんと理解しているつもりでいましたが、実際に調べて初めてその意味が分かったものもたくさんありました。1日で全ての標識を覚えることはなかなか難しいですが、これから車を運転する時に是非、道端にある標識に注目してみてください。もし、その意味が分からなくなった時はこの本を見返してみてください。道路標識が分かるようになると、その標識を設置した人はどんな狙いでその標識を設置したのかという実情も見えてきて、車を運転すること自体もより楽しくなってきます。今回の内容は標識がテーマでしたのでお世辞にも面白い本ではなかったと思いますが、最後まで読んで頂いてありがとうございました。



稲山 巧

愛知県内の自動車学校で10年以上指導員として勤務しておりました。お客様の立場になって、分かりやすい丁寧な講習に心掛けております。

<経歴>

1980年生まれ 愛知県小牧市出身

H14.3 名古屋経済大学経済学部消費経済学科 卒業

H14.3～H24.10 株式会社星が丘自動車学校 勤務

H26.10～H30.4 一般財団法人愛知県交通安全協会一宮自動車学校 勤務

H30.6 運転教室スタートライン 開業

<資格>

普通自動車指導員資格/普通自動車検定員資格/中型自動車指導員資格